



成年後見の申立の注意事項

弁護士 青木 一雄

認知症の父母の世話をされている方も多く、成年後見にするかどうかは迷うところですが。成年後見人の選任申立の手続については、USAGIの視点No. 193（2015年4月号）で、すでに説明しています。今回は成年後見の申立の場合の実務上注意すべき点について説明します。

1. 父母に認知症が進み、成年後見の申立をする場合、通常はその子供の一人を後見人候補者とする場合が多いと思います。この候補者に問題がなければ家庭裁判所は成年後見人として選任します。しかし、次のような事情がある場合は、その候補者が成年後見人に選任されなかったり、弁護士・司法書士など専門家が選任されたり、また共同で選任されたりします。

- (1) 親がある程度の財産をもっており、その財産をめぐり、兄弟間で争いがあり、また将来争いのある恐れのある場合
- (2) 兄弟の一人の成年後見候補者が、身上監護や財産管理などを十分しない可能性があり、不適任として、他の兄弟がその者を後見人とすることに同意しない場合
- (3) 成年後見候補者に負債が多く、財産を適正に管理することに危険がある場合
- (4) 成年後見される親などの財産が大きく、家庭裁判所で定める内規の金額を超える場合

このような事情がある場合は、必ずしも子供の一人が後見人に選任されるとは限らないので、後見申立時には、十分注意が必要です。

2. 精神鑑定について

成年後見申立時には認知症の進んだ父母の精神症状に関する診断書が必要です。そして一般的には精神鑑定がなされます。精神鑑定の費用は5万円から15万円位が通常です。しかし、精神症状に問題があり、要介護度が5乃至4の場合は、精神鑑定なく成年後見の審判がなされるケースも多くあります。成年後見の審判に精神鑑定のないケースがあることも知っておくとよいでしょう。

3. 申立費用

成年後見の申立については必要書類が多く、わずらわしく大変であり、個人で申立をするには、大変な努力が必要です。通常は弁護士に頼むことが多いと思います。その申立手数料は法律事務所によって違いがありますが、通常20～30万円位と思います。